

議員提出議案第 11 号

さいたま市商業等の振興に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市商業等の振興に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 10 月 21 日提出

提出者	さいたま市議会議員	高 子	景
	同	武 田 和 浩	
賛成者	さいたま市議会議員	井 原	隆
	同	都 築 龍 太	
	同	青 羽 健 仁	
	同	萩 原 章 弘	
	同	添 野 ふみ子	
	同	阪 本 克 己	
	同	武 山 広 道	
	同	井 上 伸 一	
	同	神 田 義 行	

さいたま市商業等の振興に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市商業等の振興に関する条例（平成 23 年さいたま市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 繁華街 商店街のうち特に小売業、飲食店業等が集積し、多数の来訪者を抱える地域をいう。</u></p> <p>(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>

(基本方針)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、商業等の振興に関する施策を行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 経済的社会的環境の変化に即応できる経営の安定を図るとともに、地域の特性に応じ、市、事業者、市民等の多様な主体が協同し、又は連携した商業環境の整備及び事業活動の展開を図ること。
- (3)・(4) [略]

(市の取組)

第4条 市は、前条の基本方針に即した基本的な施策として、次に掲げる取組を推進する。

- (1)～(9) [略]
- (10) 繁華街における健全で快適な商業環境の創出及び確保に関すること。
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]

(繁華街における商業環境の整備等)

第8条 市は、繁華街の存する地域の商店会、自治会その他の地域を主体に活動する団体と協同し、又は連携し、来訪者が繁華街を快適に通行し、又は繁華街において安心して飲食、買物等を行うことができる商業環境を整備するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に規定する措置を適切に講ずるための指針を定めるものとする。

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

(基本方針)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、商業等の振興に関する施策を行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 経済的社会的環境の変化に即応できる経営の安定を図るとともに、地域の特性に応じ、市、事業者、市民等の多様な主体が協同し、又は連携した事業活動の展開を図ること。
- (3)・(4) [略]

(市の取組)

第4条 市は、前条の基本方針に即した基本的な施策として、次に掲げる取組を推進する。

- (1)～(9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。